

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：県産材流通対策費

事業名 【新】ぎふ県産材利用促進施設等整備事業費補助金 (協定締結分)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 県産材流通課 木造建築推進室 消費対策係 電話番号：058-272-1111(内4366)

E-mail：c11545@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 420,541 千円 (前年度予算額：0 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	420,541	0	0	0	0	0	0	0	420,541
決定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

・令和5年4月施行の「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例」では、事業者と県が、県産材利用促進協定を締結し、県は事業者の協定に基づく取組を促進するため、必要な支援を行うものとしている。

・協定は令和5年度から8年度までの4年間で40事業者と締結する計画としており、協定締結者の取組に対しては優遇措置を設け積極的に支援し、県内に波及させることで、非住宅建築物の木造化率の向上を目指す。

(2) 事業内容

ぎふ証明材を利用した木造化、内装木質化、備品導入に対し支援。

【木造化】

- ・建築物・・・教育、福祉、商業、観光、医療施設等
- ・建築物（新技術・新製品活用）・・・新部材や新技術を活用したモデル性が高い施設
- ・構築物・・・公園等の県民ふれあいの場の木造構築物

【内装木質化】

- ・教育、福祉、商業、観光、医療施設、市町村庁舎共有スペース等

【備品導入】

- ・商業・観光・医療施設等

※県産材利用促進協定の締結者への支援を本事業で行う。市町村や同協定を締結していない事業者は既存事業で支援する。

○事業主体 県産材利用促進協定を締結した学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間事業者等

○補助率 【木造化】

- ・建築物：17,000円／m²（上限30,000千円）

[協定締結者への優遇措置]

- ①補助単価 17,000円 → 18,700円～19,550円
- ②補助上限 30,000千円 → 50,000千円
- ③県外施設は対象外 → 県外施設も対象
- ・建築物（新技術・新製品活用）：1/2以内（上限30,000千円）

[協定締結者への優遇措置]

- ①補助上限 30,000千円 → 50,000千円
- ②県外施設は対象外 → 県外施設も対象
- ・構築物：1/2以内（上限3,000千円）

【内装木質化】

- ・5,000円/㎡（施工面積）（上限30,000千円）
（準不燃材以上使用：10,000円/㎡）

[協定締結者への優遇措置]

- ①事務所内の内装木質化は対象外 → 事務所内の内装木質化も対象

【備品導入】

- ・1/2以内（上限5,000千円/事業地）

[協定締結者への優遇措置]

- ①補助上限 5,000千円 → 10,000千円（事業者）
- ②事務所内の備品導入は対象外 → 事務所内の備品導入も対象
- ③県外施設は対象外 → 県外施設も対象

（3）県負担・補助率の考え方

- ・県産材利用促進協定は、岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例に基づいて事業者と県が締結するものである。
- ・条例では、県は協定締結者の取り組みを促進するため、必要な支援を行うものとしている。
- ・本事業は、協定締結者が協定に基づいて行う木造化・内装木質化・備品導入に対して支援するものであるため、県負担は妥当である。

（4）類似事業の有無

- 有 ぎふ県産材利用促進施設等整備事業（施設整備関係）
市町村や協定締結者以外が対象

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	420,541	施設の木造化、内装木質化、備品導入に対する支援
合計	420,541	

決定額の考え方

県単枠予算の中で対応している部分があることなどにかんがみ、計上を見送ります。

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「第4期岐阜県森林づくり基本計画」(R4～R8年度)
「都市の木造化・脱炭素社会の実現に向けた県産材需要拡大」の施策に位置づけられている。

(2) 国・他県の状況

他県：山口県・高知県

(3) 後年度の財政負担

協定締結者数が40となる年度まで継続が必要。

(4) 事業主体及びその妥当性

<事業主体> 県

<妥当性> 協定締結者が協定に基づいて行う木造化・内装木質化・備品導入に対して支援するものであるため、県負担は妥当である。

県単独補助金事業評価調書

■ 新規要求事業

□ 継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	ぎふ県産材利用促進施設等整備事業（協定締結分）
補助事業者（団体）	学校法人、社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等
補助事業の概要	（目的） 非住宅建築物での県産材利用拡大 （内容） 県と協定を締結した事業者が行うぎふ証明材を利用した木造化、内装木質化、備品導入に対し支援。
補助率・補助単価等	<p>定額・定率</p> <p>【木造化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物：17,000円/㎡（上限30,000千円） [協定締結者への優遇措置] ①補助単価 17,000円 → 18,700円～19,550円 ②補助上限 30,000千円 → 50,000千円 ③県外施設は対象外 → 県外施設も対象 ・ 建築物(新技術・新製品)：1/2以内(上限30,000千円) [協定締結者への優遇措置] ①補助上限 30,000千円 → 50,000千円 ②県外施設は対象外 → 県外施設も対象 ・ 構築物：1/2以内（上限3,000千円） <p>【内装木質化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5,000円/㎡（施工面積）（上限30,000千円） （準不燃材以上使用：10,000円/㎡） [協定締結者への優遇措置] ①事務所内の内装木質化は対象外 <li style="padding-left: 20px;">→ 事務所内の内装木質化も対象 <p>【備品導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1/2以内（上限5,000千円/事業地） [協定締結者への優遇措置] ①補助上限 5,000千円 → 10,000千円（事業者） ②事務所内の備品導入は対象外 <li style="padding-left: 20px;">→ 事務所内の備品導入も対象 ③県外施設は対象外 → 県外施設も対象
補助効果	協定に基づいて民間事業者等が行う非住宅建築物の木造化等において県産材の利用拡大が期待できる。
終期の設定	終期 令和9年度 (理由) 協定締結者数が40となる年度まで継続

(事業目標)

<p>・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>協定締結者が協定に基づき実施する木造化・内装木質化・備品導入に対して支援し、取り組みを県内全域に波及させる。</p>

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R2)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R8)	達成率
① 非住宅施設の木造化及び内装木質化施設数 (施設)	18	25	74	115	200	74%

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	指標① 目標：－ 実績：－ 達成率：－
令和3年度	指標① 目標：－ 実績：－ 達成率：－
令和4年度	指標① 目標：－ 実績：－ 達成率：－

(事業の評価)

<p>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価) 3	木材の利用は持続可能な森林づくりに貢献し、かつ環境保全につながっており、脱炭素社会の実現に貢献するものである。
<p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)</p>	
(評価) 1	目標を下回っているが、施設整備が着実に促進された。
<p>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価) 1	国庫補助の対象とならない事業を対象としており、効率的に実施できている。

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 施設の木造化、木質化はコストが高いというイメージがあることから、木造施設の事例集やコスト比較計算表などを活用してPRすることで木造化、木質化を促進していく。</p>

(次年度の方向性)

<p>SDGs、カーボンニュートラル2050の達成のためには木材利用が重要であることをPRし、ぎふの木づかい運動を推進していく。</p>
--